

平成31年度 第1回 四国中央市農業委員会
総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

平成31年度第1回農業委員会総会日程表

日 時 平成31年4月5日(金) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

日程第8 質問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第9 質問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(18名)

1番 大西 嘉一郎

3番 星川 安徳

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚

7番 鈴木 俊一

8番 武村 美枝子

9番 妻鳥 和美

10番 高橋 博

11番 坂上 宏

12番 尾崎 靖雄

13番 鈴木 博美

14番 高橋 藤信

15番 辻 政春

16番 河村 薫

17番 齋藤 伊勢子

18番 則友 祝幸

19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

2番 石川 有利

出席農地利用最適化推進委員(24名)

1番 脇 純樹

2番 藤田 紘正

3番 薦田 悅男

4番 森川 雅之

5番 高橋 忠明

6番 合田 慎太郎

7番 宇高 勉

8番 鎌倉 靜夫

9番 石村 好典

10番 中泉 敏則

11番 石川 修平

12番 高橋 功

13番 立川 貞美

14番 三好 忠行

16番 合田 篤夫

17番 鈴木 一郎

18番 真鍋 義孝

19番 加地 照男

20番 渡邊 繁

21番 越智 寧

22番 村上 佳清

23番 近藤 良啓

24番 高橋 祥志

25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

15番 河村 一碩

出席した職員

事務局長 篠原 敬三

次長 石川 考太

係長 岡田 昇

係長 合田 圭

専門員 大西 唯文

局長 ご起立願います。

局長 札、ご着席ください。

局長 開会に先立ちまして4月1日人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動がありましたので報告させていただきます。

(局長より報告のあと、事務局職員挨拶。)

局長 それでは開会にあたりまして、職務代理の高橋 博委員より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

高橋 博職務代理 皆さん、こんにちは。今日はお忙しい中をお越しいただきましてありがとうございます。先月の総会で石川会長から報告がありましたとおり、石川会長におきましては脊髄の手術をいたしておりまして、1ヶ月くらいの加療を要するということで今月の総会は欠席でございまして、来月の総会ではご出席されると思われますので、よろしくお願ひします。本日は私も急遽な議長でありましてお聞きぐるしい所もあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。私も緊張のあまりか、前の歯が抜けましてマスクをかけて進めさせていただきます。年末、年内非常に農産物が安くなっています。これは暖冬ということの影響だそうですが、年明けも底値が続いてどうなるのだろうと市場の関係者に聞くとTPPの影響とのことのようです。これは大変なことだと、農業委員会としても今でも耕作放棄地の件でも皆さん苦労しているのにこの先どうなるのだろうと心配が先にたっておりまます。大変皆さんにご苦労をおかけするのですが、担い手の人を常日頃から探していただいて、農業委員会活動がスムーズにいけるように、しんどい仕事を皆さんにしていただくわけですが、どうかよろしくお願ひいたします。

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第1回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農業委員の2番 石川有利委員、農地利用最適化推進委員の15番 河村一碩委員より欠席届がありましたのでお知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、5番 押條和司朗委員、4番 横尾 昇委員を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長 報告を求めます。石川考太君。

石川次長 受付番号1番～6番を議案書により報告

議長 以上で報告を終わりました。

議長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川考太君。

石川次長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号26、土居町上野の田1筆については、小作地を所有地にしたいということで、小作地開放であります。条件第1号から第7号については問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号27、土居町上野の田1筆については、規模拡大ということで、水稻を作付けされるそうです。なお譲受人の総経営農地面積が下限面積未満となっています。後ほど議案第4号受付番号23でご説明いたしますが、利用権設定の申出がされております。利用権設定が承認されれば、下限面積以上となります。条件第1号から第7号については問題ありません。なお、この3条許可については、農用地利用集積計画の公告後、許可することとなります。受付番号28、29は交換移転ということで合わせてご説明いたします。受付番号28、土居町津根の田1筆、受付番号29、土居町津根の田1筆については、お互いが耕作

便利利のため交換します。条件第1号から第7号については問題ありません。受付番号28は水稻を作付け、受付番号29は野菜を栽培されるそうです。受付番号30、土居町蕪崎の田1筆については、小作地を所有地にしたいということで、小作地開放であります。条件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひします。

議長 受付番号26番 質疑ありませんか。

委員 26番、27番異議ありません。

議長 28番

委員 28番、29番異議ありません。

議長 30番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求める。岡田昇君。

岡田係長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。受付番号3、土居町藤原2番耕地の案件について、申請人、○○○○は申請地の近隣に紙加工販売業を営む会社が新設されることになり、駐車場を探していると聞き、安定した収入を得るため進入路が無く機械を入れるのに苦慮していた申請地を貸駐車場として整備するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号3番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求める。岡田昇君。

岡田係長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。受付番号29、川之江町の案件

について、受人は賃貸マンション住まいをしておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、住環境の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号30、金生町山田井の案件について、受人は賃貸住宅住まいをしておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、住環境の良い母親が所有する実家の隣接地である申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。なお、一部造成されていますが、始末書は出ています。受人、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号31、上分町の案件について、受人は病院を経営しております、今般小規模多機能型介護サービス施設を建設するにあたり、当該サービス施設にて従事する従業員の駐車場が無く、早急に従業員駐車場が必要となつたため、近隣である申請地を譲り受け、駐車場として当該サービス施設へ貸す、受人・渡人合致の貸駐車場建設です。受人、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号32、金田町金川の案件について、受人は現在、借家住まいをしており、子供の成長に伴い手狭となったことから、実家に隣接する父親が所有する住環境の良い申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。なお、一部造成されていますが、始末書は出ています。受人、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号33、上柏町の案件について、受人は紙加工業及び太陽光発電業を営んでおり、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、株式会社○○○○○○代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号34、中曾根町の案件について受人は不動産業を営んでおり、申請地は、市役所・小学校・大型の公園に近く、子育て世代のみならず幅広い世代にとって住みやすいことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、○○○○○○○○株式会社代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号35、中之庄町の案件について、受人は情報処理業を営んでいます。現在使用している駐車場では、社用車及び従業員の車を止めるスペースが不足しており、建物の下等に止めていますが、既存の駐車場への進入路となっているため、不便が生じております、今後、事業拡大とともに従業員を増やすために、さらに駐車スペースが必要となることから、既存の駐車場に隣接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、株式会社○○○○○○○代表取締役、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号36、寒川町の案件について、受人は

宅建業及びサービス付き高齢者向け住宅事業を営んでおり、多くの従業員及び利用者を抱えていますが駐車場が不足しており、従業員の駐車場を近くに借りてはいますが、当施設で行うイベント等を開催する度に利用者家族の駐車場を確保することができず不便を感じていたことから、施設の隣接地である申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、株式会社○○○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号37 寒川町の案件について、受人は介護施設業を営んでいます。近年は入居希望者が増加の一途をたどり、受け入れ態勢が整わず苦慮しているため、新たに施設を建設する計画で既存施設の近くを探していましたところ、周辺環境に恵まれた申請地を譲り受けての受人・渡人合致の介護施設建設です。なお、一部水路工事をしていますが、始末書は出ています。受人、社会福祉法人○○○理事長、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号38、土居町北野の案件について、受人は冷凍機器等販売業を営んでいます。現在使用している駐車場及び資材置場は、県道より約百メートル入った場所にありますが、進入路が狭く、所有するダンプで道幅が一杯となり、対向車とすれ違うことができなく苦慮しています。また、新たに冷凍車を購入することとなったことから近隣で土地を探していたところ条件に見合った県道沿いの申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場兼資材置場建設です。なお、一部石像が置かれていますが始末書は出ています。受人、株式会社○○○○○代表取締役、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号39、土居町入野の案件について、受人は販売業を営んでおり、愛媛県下においても東予地区に4店舗を出店し、ドラッグストアとして周知されてきています。今回、事業の向上を目的に交通量の多い国道沿いへ出店する計画を進めていたところ、既存店舗間の中間地点にあたる申請地を借り受けての受人・渡人合致の店舗建設です。受人、株式会社○○○○○○○○代表取締役、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号40、土居町津根の案件について、受人は太陽光発電業を営んでおり、安定した収入を得るために、事業拡大に向け新たに土地を探していたところ、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、株式会社○○○○○代表取締役、○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号41、土居町津根の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、申請地域内で住宅用地を希望するお客様が多いにも拘わらず、提供物件が無いため、交通の便も良く環境にも恵まれた申請地を譲り

受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号42、土居町津根の案件について、受人は投資業を営んでおり、現在倉庫の需要が多いため、新たに貸倉庫を建設し、安定した収入を得ようと考えていたところ、交通の便が良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の貸倉庫建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号43、44、土居町天満の案件について、受人、渡人が同一ですので、まとめて説明いたします。受人は太陽光発電業を営んでおり、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号45、土居町天満の案件について、受人は農業を営んでおり、経営規模拡大により、生産品目・収量の増加が見込まれていますが、現在の倉庫は祖父より貸借しており、園地の近くにはありますが、老朽化が激しく手狭で山中にあり効率が悪いことから新たに農業用倉庫の建設を計画していたところ、実家に隣接する祖父が所有する申請地を借り受けての受人・渡人合致の農業用倉庫建設です。なお申請地は農用地区域内にありますが、農用地区域内農地の例外許可として「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当するものです。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号46、土居町天満の案件について受人は太陽光発電業を営んでおり、当地域で条件にあった土地を探していたところ、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長　　以上で議案の説明が終わりました。

議長　　これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議長　　受付番号29番

委員　　問題ありません。

議長 30番

委員 異議ありません。

議長 31番

委員 異議ありません。

議長 32番

委員 異議ありません。

議長 33番

委員 異議ありません。

議長 34番

委員 異議ありません。

議長 35番

委員 異議ありません。

議長 36番

委員 異議ありません。

議長 37番

委員 異議ありません。

議長 38番

委員 異議ありません。

議長 39番

委員 異議ありません。

議長 40番

委員 異議ありません。

議長 41番

委員 異議ありません。

議長 42番

委員 異議ありません。

議長 43番

齋藤委員 43番、44番の農地の所有者はこちらにいなく、今草だらけです
ので異議ありません。45番は祖父の農地を借りてするので異議あり
ません。今、若手で頑張ってくれています。

議長 46番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進
達することに決しました。

議長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地

利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

(石川次長、受付番号23番～29番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 なお受付番号30番から35番については再設定あります。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 それでは受付番号23番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 24番

委員 異議ありません。

議長 25番

委員 異議ありません。

議長 26番

委員 異議ありません。

議長 27番

委員 異議ありません。

議長 28番

委員 異議ありません。

議長 29番

委員 異議ありません。

議長 受付番号30番から35番までの再設定について質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程7 議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西唯文君。

(大西専門員、受付番号2番を議案書により説明。)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号2番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は適格者であることに決しました。

議長 日程第8、議案第6号、非農地証明願についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第6号、非農地証明願についてご説明します。受付番号1、土居町上野の田1筆については、所有者〇〇〇〇は自己住宅を建設するにあたり、平成5年1月に農地法第5条の許可を受け、整地はしたものの諸事情で断念し、そのままにしていたため原野化しており、農地への復旧は困難だと思われます。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号1番、質疑はありませんか。

尾崎委員 現地を確認しましたが問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、非農地証明願について原案の通り許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西唯文君。

(大西専門員、受付番号7番を議案書により説明。)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号7番、質疑はありませんか。

高橋藤信委員 事務局から説明がありましたが、地図の点線部分に水路を付け替えて既存の水路の中に水道施設が通っているので、この部分も同じように付け替えていくというようになっています。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諒問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諒問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第10 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてご説明いたします。受付番号3、これは前回総会での保留案件ですが、再度ご説明いたします。個別除外の案件です。申出者、○○○○株式会社代表取締役、○○○○は高級洋紙や感光紙等の特殊紙は三島工場で、シール及びラベル用剥離紙や剥離フィルムをはじめとする産業・工業材、電子・情報通信材、光学関連等の粘着素材は土居加工工場で製造しており、主力生産拠点として発

展してきました。当社の業績は好調で、土居加工工場でのフィルムを基材とする光学関連及び産業・工業用材料が著しい成長を遂げているため、敷地内で生産設備の拡大を図ってまいりましたが、需要の増加に生産が間に合わない状況になり、生産体制の増強を図ることが急務となっております。そこで、工場施設の拡張計画を検討し、三島工場ではスペース的、経済的に困難であることから断念、土居加工工場でしか生産していない製品であること、精密機器の製造に利用されるものであり、埃や塵等の異物混入は絶対に避けなければならなく、生産工程途中での別敷地への搬送ができないことから、既存の第3工棟を増築することにより、別敷地へ搬送しなくてもよいことになることから、隣接や近隣での拡張計画を複数検討しましたが、一団の土地を形成し一体利用が可能な土地として除外申出地以外に利用できる土地が無かつたため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。受付番号4、個別除外の案件です。

申出者は、〇〇グループの一つ〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇です。〇〇グループは、本社工場をはじめ市内に7ヶ所の関連工場を展開しており、ラミネート製品、規格袋等を製造しています。近年、ラミネート需要が増加しており、グループ内のラミネート工場は畠野工場、蕪崎工場の2工場が稼働していますが、両工場とも需要に対し生産が追い付かない状態です。しかし、市場の需要に対し今後も安定的な供給を行う必要があり、設備の更新等による長期間の製造停止は不可能であるため、増産拠点の新設が急務となっています。そのため、グループ関連工場内において新增設を検討しましたが、いずれの工場も既に新增設を行っておりラミネート用の生産ラインの新設は困難であるため、既存のラミネート製造2工場との関連や、製造・物流効率を勘案し、現在建設中で完成後はグループの中核工場となる野田新工場及び物流センター建設設計画中の津根工業団地近隣等複数検討しましたが、二車線の幹線道路に接道し、インターチェンジに近く物流面において利便性が優れ、一団の土地を形成し一体利用が可能な土地として除外申出地以外に利用できる土地が無かつたため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。受付番号5、個別除外の案件です。申出者、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇は土木建築業及び運搬業を営んでおります。近年、公共事業や民間の設備投資等により土木建築関係の需要が好調で、特に大型ダンプの需要が好調により、現在所有している台数では不足しているため、新たに従業員を雇用し大型ダンプを購入する予定ですが、事業所内では販売用の花崗土及び碎石等の資材置場、事業用車両及び

従業員の通勤車両駐車場となっていることから飽和状態となっています。そのため、事業所内で既存の各車両の駐車配置や資材置場等を見直し、また近隣で申出者代表が所有する土地について検討しましたが、用地の確保が難しかったため、新たに土地を構え不足する事業用地を確保する計画を立て複数検討しましたが、選定条件を満たし一体利用が可能な土地として除外申出地以外に利用できる土地が無かつたため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑にはいります。

議長 受付番号3番、質疑はありませんか。

越智推進委員 補足説明をさせていただきます。3月10日に土居町土地改良区の藤原支部の総会がありました。○○○○株式会社側の説明を受け、地下水の排水について引き続き協議していくことで支部の同意を得られました。これを受け、地下水の排水について質問状を○○○○株式会社側に提出していたところ、昨日回答がありました。昨日ということで役員との協議はまだできておりませんので、今回も保留、再保留でお願いしたいと思います。

議長 再保留ということですが、よろしいですか。

委員 (異議なしという声あり)

議長 再度、保留して次回総会で審査することにいたします。

議長 続いて4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、受付番号4番、5番について、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって諒問第2号についての受付番号4番、5番については変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。なお受付番号3番については保留ということで次回総会で再度審査することといたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願ひします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第1回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:30)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 勇

委員 押添 和司

委員 橋尾 升